

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当方が休日に当たるときは、その翌日)

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令
現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和三十九年七月鳥取県
訓令第十号）の一部を次のように改正する。

別表の二の項及び三の項中
布製短靴

布製短靴
エンカ服

ゴム製前掛

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

◇告示
現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程
の一部を改正する訓令

◇公 告 消防設備士試験の合格者 開発行為に関する工事の

開発行為に関する工事の完了

訓
令

鳥取県訓令第三号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十五年九月二十四日

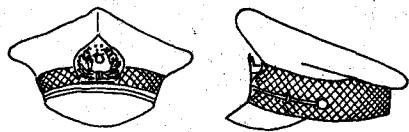
鳥取県知事
平
林
鴻

四 守衛長、副 守衛長及び守 事する職員	シ ン)	冬服(上衣及びズボ ン)	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二
合服(上衣及びズボ ン)	シ ン)	盛夏シャツ(長袖)	四八	四八	六〇	図四及び図五の とおり	七二
盛夏ズボン	二	盛夏シャツ(半袖)	四八	四八	六〇	図四のとおり	一
制帽(冬)	二	制帽(夏)	四八	四八	六〇	図六のとおり	一
外とう	一	底ゴム張皮短靴	四八	四八	四八	図七のとおり	一
底、ゴム張皮短靴	一						

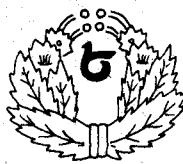
別表の一九の項中「及び消防防災課」を削り、同表の一九の二の項を次のように改める。

一九の二 用務 主任及び用務 員の職務に従 事する職員の うち整肢学園 に勤務する職 員（女子）	別表の一九の二の項の次に一九の三の項として次のように加える。																								
一九の三 用務 主任及び用務 員の職務に従 事する職員の うち秘書課及 び整肢学園以 外の機関に勤 務する職員（ 女子）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>作業服（上衣）</th> <th>四八</th> <th>図一〇のうちの 上衣のとおり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業服（ズボン）</td> <td>三六</td> <td>図一〇のうちの ズボンのとおり</td> </tr> <tr> <td>盛夏シャツ</td> <td>二</td> <td>図一一のとおり</td> </tr> <tr> <td>盛夏スカート</td> <td>二</td> <td>図一一のとおり</td> </tr> <tr> <td>四角布</td> <td>二</td> <td>図一一のとおり</td> </tr> <tr> <td>布製短靴</td> <td>二</td> <td>図一一のとおり</td> </tr> <tr> <td>布製手袋</td> <td>二</td> <td>図一一のとおり</td> </tr> <tr> <td>ゴム製半長靴</td> <td>一</td> <td>図一一のとおり</td> </tr> </tbody> </table>	作業服（上衣）	四八	図一〇のうちの 上衣のとおり	作業服（ズボン）	三六	図一〇のうちの ズボンのとおり	盛夏シャツ	二	図一一のとおり	盛夏スカート	二	図一一のとおり	四角布	二	図一一のとおり	布製短靴	二	図一一のとおり	布製手袋	二	図一一のとおり	ゴム製半長靴	一	図一一のとおり
作業服（上衣）	四八	図一〇のうちの 上衣のとおり																							
作業服（ズボン）	三六	図一〇のうちの ズボンのとおり																							
盛夏シャツ	二	図一一のとおり																							
盛夏スカート	二	図一一のとおり																							
四角布	二	図一一のとおり																							
布製短靴	二	図一一のとおり																							
布製手袋	二	図一一のとおり																							
ゴム製半長靴	一	図一一のとおり																							
一	一																								
三	三																								
一	一																								
二	二																								
二	二																								
二	二																								
四八	四八																								
四八	四八																								
二四	二四																								
二二	二二																								
三六	三六																								

六



帽 章



作業服(上衣)

二 四八 図一〇のうちの

上衣のとおり

作業服(ズボン)

二 四八

図一〇のうちの
ズボンのとおり

「に改め、同表中二三の項を削り、二三の項を二二の項とし、同表の図の六の項を次のように改める。

附 則

1 この訓令は、昭和五十五年九月二十四日から施行する。

2 この訓令施行の際現に改正前の現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により交付している被服は、改正後の現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の規定により交付したものとみなす。この場合において、当該被服の使用期間は、改正前の規程の規定により交付した日から起算するものとする。

鳥取県訓令第四号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十五年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和四十三年五月鳥取県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表の漁港課の項中「建設係」を「計画係及び建設係」に改め、同表の耕地課の項中「企画調査室、水利防災係、ほ場整備係及び農道係」を「企画係、調査係、水利防災係及び開発係」に改め、同項の次に農村整備課の項として次のように加える。

工業試験場
米子分場に
勤務する女
子職員にあ
つては、「
図一二のう
ちの上衣の
とおり」と
する。

工業試験場
米子分場に
勤務する女
子職員にあ
つては、「
図一二のう
ちのズボン
のとおり」と
する。

農	備	は場整備係及び総合整備係の技術職員のうち常時現地で業務に従事する職員
	作業服 (上衣)	一
	作業服 (ズボン)	一
	ゴム製半長靴	一
	図一のうちの上衣	三六
	のとおり	三六
	図一のうちのズボンのとおり	三六

別表の児童相談所の項中第二号の次に第三号として次のように加える。

三 児童指導員の業務に従事する職員	トレーニングシャツ	二
	トレーニングパンツ	二
	六〇	六〇

別表の整肢学園の項第四号及び第五号中「理療師」を「理学療法士及び理療師」に改め、同表の鳥取療育園の項第一号及び第二号中「理療師」を「理学療法士及び理療師」に改め、同項の次に消費生活センターの項として次のように加える。

員	別表の病院の項中第七号の次に第八号として次のように加える。	消費生活センター	
		有害物取扱業務に従事する職員	白衣
八 電気技師及び機械技師の職務に従事する職員		一 一 一	二 二 四
作業服 (上衣)		一 一 一	二 二 四
作業服 (ズボン)		二 四	
布製短靴			

この訓令は、昭和五十五年九月二十四日から施行する。

附則

告示

鳥取県告示第八百十三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十五年九月二十四日

鳥取県知事 平林鴻三

名 称	区 域	期 間	面 積
左 近	岩美郡福部村地内の県道池谷福部停車場線と国鉄山陰本線との交差点を基点とし、同点から同県道を南東に進み、福部村左近から岩美町延興寺に通ずる山道（通称延興寺越山道）に至り、同山道を東	昭和五十五年十月一日から昭和五十八年九月三十日まで	一、六二八ヘ クタール

方に進み、福部村と岩美町との境 界に至り、同境界を南方に進み、 福部村と国府町との境界に至り、 同境界を北西に進み、福部村と鳥 取市との境界に至り、同境界を北 方に進み、国鉄山陰本線に至り、 同本線を北東及び北方に進み起点 に至る線に囲まれた一円の地域	谷 休耕区	岩美郡国府町谷地内の県道鳥取 国府岩美線と町道麻生高岡線との 交差点を起点とし、同点から同町 道を北方に進み、町道高岡宝殿線 に至り、同町道を東方及び北方に 進み、国府町と岩美町との境界に 至り、同境界を南東及び東方につ き、県道下木原岩美停車場線に至 り、同県道を南方に進み、県道鳥 取国府岩美線に至り、同県道を南 西及び北西に進み起点に至る線に 囲まれた一円の地域	昭和五十五年 十月一日から	八九五ヘクタ
昭和五十五年 十月一日から	八頭瀬	八頭郡河原町大字布袋地内の県 道郡家鹿野氣高線と鳥取市と河原 町との境界を起点とし、同点から	昭和五十五年 十月一日から	八九五ヘクタ
昭和五十五年 十月一日から	八頭瀬	八頭郡河原町大字布袋地内の県 道郡家鹿野氣高線と鳥取市と河原 町との境界を起点とし、同点から	昭和五十五年 十月一日から	八九五ヘクタ
九月三十日まで	加茂 休耕区	八頭郡佐治村加瀬木地内の県道 江府中和用瀬線と農道（通称大滝 農道）との交差点を起点とし、同 点から同農道を南方に進み、同農 道の終点に至り、同点から用瀬町 道に通する山道（通称江波越山 道）を南方に進み、佐治村と用瀬 町との境界に至り、同境界を西方 及び南西に進み、鳥取県と岡山県 との県境に至り、同県境を西方に 進み、佐治村余戸から岡山県苦田 郡阿波村に通ずる山道（通称阿波	昭和五十五年 十月一日から	八九五ヘクタ
九月三十日まで	加茂 休耕区	八頭郡佐治村加瀬木地内の県道 江府中和用瀬線と農道（通称大滝 農道）との交差点を起点とし、同 点から同農道を南方に進み、同農 道の終点に至り、同点から用瀬町 道に通する山道（通称江波越山 道）を南方に進み、佐治村と用瀬 町との境界に至り、同境界を西方 及び南西に進み、鳥取県と岡山県 との県境に至り、同県境を西方に 進み、佐治村余戸から岡山県苦田 郡阿波村に通ずる山道（通称阿波	昭和五十五年 十月一日から	八九五ヘクタ

若杉山 休憩区	牛臥 休憩区	八頭郡智頭町浅見地内の県道津 山智頭八東線と林道浅見線との交 差点を起点とし、同点から同県道 を南西に進み、国道三七五号に至 り、同国道を西方に進み、国道五 三号に至り、同国道を北方に進み、 智頭町と用瀬町との境界に至り、 同境界を東方に進み、智頭町と船 岡町との境界に至り、同境界を東 南に進み、青木国有林七〇林班の 北東端の林班標石一七号に至り、 同点から国有林と民有林との境界 を南方に進み、林道浅見線の終点 に至り、同林道を南方に進み起点 に至る線に囲まれた一円の地域	昭和五十五年 十月一日から 昭和五十八年 九月三十日まで	二、〇八〇ヘ クタール	越山道)に至り、同山道を北西に 進み、林道八本越線に至り、同林 道を北方に進み、県道江府中和用 瀬線に至り、同県道を東方に進み 起点に至る線に囲まれた一円の地 域
東伯郡三朝町下西谷地内の県道 江府中和用瀬線と県道羽出三朝線	馬ノ山 休憩区	東伯郡泊村原地内の県道倉吉青 谷線と原川の交差点(鰐橋)を起 点とし、同点から同県道を南西に 進み、東郷池に至り、東郷池の汀 線を北西及び西方に進み、橋津川 に至り、同橋津川の左岸を北西に 進み、日本海に至り、日本海の汀 線を東方に進み、原川に至り、同 原川を南方に進み起点に至る線に 囲まれた一円の地域	昭和五十五年 十月一日から 昭和五十八年 九月三十日まで	一、一七〇ヘ クタール	との交差点を起点とし、同点から 同県道羽出三朝線を南東に進み、 鳥取県と岡山県との県境(田代峠) に至り、同県境を南西及び北西に 進み、県道江府中和用瀬線に至り、 同県道を北東に進み起点に至る線 に囲まれた一円の地域
昭和五十五年 十月一日から	二、七〇〇ヘ クタール				同県道羽出三朝線を南東に進み、 鳥取県と岡山県との県境(田代峠) に至り、同県境を南西及び北西に 進み、県道江府中和用瀬線に至り、 同県道を北東に進み起点に至る線 に囲まれた一円の地域

上長田 休憩区	馬ノ山 休憩区	東伯郡泊村原地内の県道倉吉青 谷線と原川の交差点(鰐橋)を起 点とし、同点から同県道を南西に 進み、東郷池に至り、東郷池の汀 線を北西及び西方に進み、橋津川 に至り、同橋津川の左岸を北西に 進み、日本海に至り、日本海の汀 線を東方に進み、原川に至り、同 原川を南方に進み起点に至る線に 囲まれた一円の地域	昭和五十五年 十月一日から 昭和五十八年 九月三十日まで	一、一七〇ヘ クタール	との交差点を起点とし、同点から 同県道羽出三朝線を南東に進み、 鳥取県と岡山県との県境(田代峠) に至り、同県境を南西及び北西に 進み、県道江府中和用瀬線に至り、 同県道を北東に進み起点に至る線 に囲まれた一円の地域
西伯郡西伯町下中谷地内の国道 一八〇号と町道八五号線との交差 点を起点とし、同点から同国道を 南方に進み、西伯郡と日野郡との 境界(五輪峠)に至り、同境界を 北西に進み、鳥取県と島根県との	上長田 休憩区	西伯郡西伯町下中谷地内の国道 一八〇号と町道八五号線との交差 点を起点とし、同点から同国道を 南方に進み、西伯郡と日野郡との 境界(五輪峠)に至り、同境界を 北西に進み、鳥取県と島根県との	昭和五十五年 十月一日から 昭和五十八年 九月三十日まで	一、四四八ヘ クタール	昭和五十五年 十月一日から 昭和五十八年 九月三十日まで

休猶区	船通山	日野郡日南町木谷地内の県道多 里伯太線と林道大峠線との交差点 を起点とし、同点から同林道を西 方に進み、町道滑線に至り、同町 道を西方に進み、県道横田多里線 に至り、同県道を西北に進み、鳥 取県と島根県との県境に至り、同 県境を東北及び北方に進み、日南 町上阿鬼縁から島根県仁多郡横田 町船通山部落に通ずる山道に至り、 同山道を東北に進み、日南町上阿 鬼縁から日南町細屋に通ずる山道 (通称大谷奥山山道)に至り、同 山道を東北に進み、林道船通山線 に至り、同林道を東方に進み、林 道茶屋谷線の起点に至り、同終 を南方に進み、終点に至り、同終	昭和五十五年 十月一日から 昭和五十八年 九月三十日まで	昭和五十五年 十月一日から クタール	一、七八〇へ	
-----	-----	--	---------------------------------------	--------------------------	--------	--

休猶区	折渡	日野郡日南町狩屋原地内の県道 多里伯太線と狩屋原から宝谷川に 通ずる山道(通称虫尾本谷山道) との交差点を起点とし、同点から 同県道を北方に進み、県道印賀横 田線に至り、同県道を北東及び東 南に進み、県道本山伯太線に至り、	昭和五十五年 十月一日から 昭和五十八年 九月三十日まで	昭和五十五年 十月一日から 昭和五十八年 九月三十日まで	九七〇ヘクタ ール	
	四五〇ヘクタ ール					

同県道を南方に進み、大宮橋に至り、大宮橋から農道佐木谷線を南西に進み、通称虫尾本谷山道に至り、回山道を西方に進み起終点に至る線に開まれた一町の地域

公

告

昭和55年8月27日に実施した消防設備土試験の合格者は、次のとおりである。

昭和55年9月24日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

甲種1類

盛田 佳裕 大谷 博文 植木 正博 佐々木恒一 下田 福次

尾坂 智顕 相見 康寛 坂本 友一 谷口 敏弘 谷口 正広

吉田 雅文 山口 勲 伊坪 吉温 上田 稔 野津 和行

浜納 寿彦 木嶋 光男 岩成 征任 引田 志信 川本 謙次

小椋 孝 加来 正年 阿南 健 中塙 照文 西本 伸二

岡本 秀則 相本 博 湯浅 俊久 杉尾 繁樹 生田 利秋

遠藤 哲彦 丸山 繁実 田中 秀明 大丸 勝己 三須 英行

広田 昭彦 脇坂 和良

甲種2類

植木 正博 橋崎 隆雄 松下 光徳 安藤 諭

甲種3類

橋崎 隆雄 高橋 義明 仁井 正一

甲種4類

鶴田	和明	盛田	佳裕	山田	常薰	安藤	照雄	平井	薰	乙種3類
浜田	正明	大平	広己	西村	啓一	田川	義和	武村	忠明	池内 敏幸
大庭	誠	木田	和則	福田	寿美	早瀬	一美	井上	正男	柿田 正義
前田	武美	本部	幸弘	尾坂	智顕	立臨	大江	一美	伊東 弘晴	
高橋	義昭	中木	正美	尾崎	孝明	伊坪	伊坪	高田	岩佐 和俊	
麻木	浩仁	山本	伸尚	大橋	憲資	宮田	栄治	井上	田中 慎祐	
水谷	次良	高木	正弘	西尾	公夫	木嶋	光男	谷口 嘉弘	柴田 信行	
飛村	寿一	大野	賢志	上田	嘉夫	河村	憲一	宮本 博	高田 新一	
門永	伸二	門永	原治	豊田	真雄	船越	吉田	清水 和志	森原 実	
坪内	渡辺	坪内	東貴夫	板倉	邦夫	山村	勝徳	木本 美和子	壽彥 理	
谷田	充広	谷田	充広	福光	美実	木村	誠	吉田 薫	柿田 石永	
湯浅	俊久	松本	佳邦	平田	憲吉	長谷川	里司	草加須己雄	森安 寿一	
増栄	猛	松本	勲夫	吉田	博文	伸	悦雄	高塚 貴	隠田 緑	
近藤	正介	若木	敏典	井上	薰	祐	乙種5類	吉田 晃典	金田 金	
甲種5類	住山	宏爾	小林	幸男	西尾	穂	池内 敏幸	田中 徹	平井 薫	
吉田	勝徳	安藤	諭	四木	忠克	一之	入江 敏	前田 薫	池内 敏	
乙種1類	利信	吉田	勝徳	吉田	忠克	西口 隆之	前田 勝徳	影山 潔	池内 敏	
谷口	千代田	小野	武津男	白武	英男	原田 健太郎	高田 勝徳	前田 勝徳	池内 敏	
飛村	寿一	入江	幸史	櫻本	和則	阿部 功	高田 勝徳	前田 勝徳	池内 敏	
秋山	裕史	井上	正彦	西	修	安倍 英明	高田 勝徳	前田 勝徳	池内 敏	
乙種2類	敏幸	柿田	正義	西	修	松本 優	高田 勝徳	前田 勝徳	池内 敏	
池内	敏幸	柿田	正義	松下	昭宣	田中 浩	阿部 功	高田 勝徳	池内 敏	
				仲田	邦治	田中 浩	安部 実郎	高田 勝徳	池内 敏	
				井本	寛順	乙種7類	吉田 良吉	高田 勝徳	池内 敏	
				仲田	邦治	大平 広己	竹内 荒松	高田 勝徳	池内 敏	
						松本 優	憲昭	高田 勝徳	池内 敏	
						田中 浩	西	高田 勝徳	池内 敏	
						乙種7類	吉田 良吉	高田 勝徳	池内 敏	
						大平 広己	西村 啓一	高田 勝徳	池内 敏	
						坂本謙次郎	岩田 秀夫	高田 勝徳	池内 敏	
						小野武津男	飛村 寿一	高田 勝徳	池内 敏	
						宮本 啓司	大野 賢志	高田 勝徳	池内 敏	
						角田 紀文	門永 伸二	高田 勝徳	池内 敏	
						長谷川 伸	林原 守	高田 勝徳	池内 敏	

11 昭和55年9月24日 水曜日

鳥取県公報

第5191号 (第三種郵便物認可)

森川 守	木村 正史	影山 漢	山川 矩弘	越原 英明
名嶋 正	田中 秀明	村田三千男	松原 正憲	田中 徹
中田 伸一	門脇 里志			